

（午前10時20分 再開）

○議長（小林 弘君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番8、5番 板橋君。

〔5番（板橋真弓君）登壇〕

○5番（板橋真弓君）皆さま、おはようございます。

ただ今、議長のお許しを頂きましたので、一般質問させていただきます。

まず、一つ目は、安全・安心な学校給食について。

学校給食における衛生管理は、児童生徒に安全・安心な食を提供する上でとても重要です。特に、近年の気候変動によって夏の気温は年々上昇傾向にあります。

夏場の暑さ対策や食中毒対策、コロナ対策、異物混入への対策など、事件・事故防止のために、学校給食の衛生管理について、本市の現状と対策をお伺いします。

①給食センターの衛生管理について。

②市内小・中学校の衛生管理について。

続いて、男性用トイレにサニタリーボックスの設置を。

男性用トイレに、生理用品などを捨てるサニタリーボックス（汚物入れ）の設置が全国的に広がっています。前立腺がんや膀胱がんの患者には、手術の影響で頻尿や尿もれの症状が起き、尿もれパッドが必要となるケースがあります。老化で排尿のコントロールが難しくなる場合も同様です。

国立がんセンターによると、2018年に前立腺がんと診断された患者は約9万2,000人、膀胱がんの男性患者は約1万8,000人に上っています。男性用トイレにサニタリーボックス

を設置することは、病気の方や高齢の方が安心して外出できる環境を整えるとともに、性の多様性の視点から、誰もがお互いを尊重し、多様性を認め合う共生社会の実現につながると考えますが、本市の所見をお伺いします。

①本市の男性用個室トイレへの設置状況は（本庁舎、福祉センター、市民病院等）。

②市有施設の男性用個室トイレへの設置のお考えは。

以上2項目を、私の壇上からの質問といたします。ご答弁、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君の質問項目1、安全・安心な学校給食に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（堀畑明秀君）登壇〕

○教育部長（堀畑明秀君）安全・安心な学校給食についてお答えします。

まず、一点目の、給食センターの衛生管理については、給食センターでは文部科学省の示す学校給食衛生管理基準に基づき、安心安全な給食の提供に努めており、昨今の異常気象とも言える気温の上昇からの暑さ対策として、令和2年度には副食用の食缶に保冷剤をつけ食材の温度上昇を防ぎ、同年度内には補助金を活用し、保温保冷対応の食缶に全て変更し、対応しています。

食中毒対策については、果物や一部の食材を除き全ての食材を85℃、1分以上加熱調理を行い、冷たくして提供する食材については、配送の直前まで冷蔵庫に保管し温度の上昇を防ぎ、30分以上の滅菌を行った食缶に入れ配送しています。

新型コロナウイルス感染症対策としては、

直接手で触れることなく給食を食べられるよう、個包装したパンやナイロンパックに包装した果物を提供しています。

また、異物購入を防ぐために、調味料など一部の食材を除き、使用する当日に納入された食材を栄養士と調理員で厳しく検品し、野菜などは4槽シンクで4回洗浄を行い、虫や土などを除去しています。

職員については、調理場に入る前に作業着のチェック、ブラシを使って手の洗浄、消毒を行い、エアシャワー室を通過して調理場に入り、徹底した衛生管理を行っています。

防犯上の対策としましては、職員の退所時に機械警備を行い、センター稼働時は常に職員が食材、調理済みの給食を管理しています。

次に、二点目の市内小・中学校の衛生管理についてですが、給食センターと同様に、文部科学省の示す学校給食衛生管理基準に基づき衛生管理を行っており、まず、学校に給食センターから給食が届くと、職員が立会いの下、速やかに配膳室に納入し、異物等の購入を防ぐため、給食の準備が始まるまで施錠して管理しています。

給食の準備が始まると配膳室で職員が立ち会い、給食当番の児童生徒にそれぞれのクラスの食器や食缶を確認しながら渡しています。また、児童生徒及び職員については、日頃からマスク着用、手洗い、消毒を徹底するとともに、給食当番はエプロンを着用するなど衛生管理に努めています。

さらに、児童生徒が食べる約30分前までには管理職が検食を行うなど、給食については細心の注意を払っています。

また、給食主任者会を年に2回開催し、献立作成や安全対策について情報共有や意見交換を行い、安心安全な給食提供に努めています。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君、再質問

ありますか。

5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）それでは、再質問させていただきます。

昨年、夏場に給食センターの見学に行かせていただきましたが、印象としましては、すごく新しくて素晴らしい施設で、清潔で最適な温度管理、ちり一つも見逃さない衛生管理、作業効率を考えられた造りになっておりました。

そのときに、先ほど説明のあった、4層で水洗いというか洗浄する場面もを見せていただきました。もう4回も洗浄している姿を目の当たりにさせていただきました。

また、センター長をはじめ、栄養士、調理師の緊張感がみなぎっている現場でしたので、その空気も同時に感じ取ることができて、すごく安心安全であるなという確認をさせていただきました。

そこで、再質問に入らせていただきます。

給食を調理する際の安全確認や調理後の検食はどのように行われていますか。

また、何か異常があった場合は、どのような対策をされておりますか。

○議長（小林 弘君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）議員のおただしにお答えいたします。

給食センターでは、材料が届くと検品・検収を行います。下処理の段階では目視による安全確認を行い、調理・配送においても目視確認は常に行います。また、栄養士が調理途中で味見と検食を行います。最後に、各学校長と給食センター長は、児童生徒が食事する30分前までに検食を行います。

いずれの段階であっても、何か異常があれば給食センターに連絡が届き、場合によっては給食をストップさせます。給食センター内や各学校で何か異常があれば、まず、異常の

内容で対応等ができる場合は対処し、通常の給食を提供します。

しかし、原因が確認できない場合や少しでも危険性がある場合は給食を中止し、原因を究明し、今後再び起きることのないよう対策について協議を行います。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番(板橋真弓君)ありがとうございます。何か事が起こった場合には速やかに対処していただけるということで、私も学校の現場におりまして、校長先生がいつも検食を30分前にされているのは見たことがあるんですけども、同刻にセンター長も給食センターで検食をさせていただいているということで、場所は離れていても、同時に子どもたちのことを思っただいているんだなということも分かりました。

続いて、暑さ対策のための補助金を活用して変更していただいた保温保冷対応の食缶を使用されているということなんですけれども、配送時の温度管理というのは大丈夫なんでしょうか。トラックで運んでくる際の温度管理です。お答えください。

○議長（小林 弘君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）配送車の配送室には空調設備はありませんが、外気温に左右されにくい構造をしています。温かいものは配送時間に合わせ調理を行い、冷たいものは配送直前まで冷蔵庫で冷やし、それぞれ保温保冷食缶に入れコンテナに収納し、各学校に配送しますので、問題はありません。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番(板橋真弓君)ありがとうございます。配送するときもそのようにしっかりと、コンテナが全然温度が変わらないという構造になっているということなんです。安心いたしました。

それで、学校に着いてからなんですけれど

も、配膳室の温度管理というのはいかなるようになっているのでしょうか。もう夏場は最近ちょっと特に暑くなってきたりするときが多いと思いますので、その点について何か対策されているのかを教えてください。

○議長（小林 弘君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）各学校の配膳室に空調設備はありませんが、令和2年度にコロナウイルス感染症対策臨時交付金で購入したスポットクーラーを使用し、気温が高いときは室温が上昇しないよう対応しています。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番(板橋真弓君)ありがとうございます。スポットクーラー、もうすごいダクトがしっかりとなっていて、部分的にすごい、私も近くの小学校まで行ったときに確かめてみたんですけど、かなり涼しかったので、スポットクーラーが各学校にあるということで、そういう一番暑いときに活用していただけるということで安心いたしました。

ただ、2階とか3階とかがやっぱり気温はすごく高くなってくると思うんです。各学校の2階以上のフロアの衛生管理というか温度管理なんかはどのようにされているのでしょうか。

○議長（小林 弘君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）各階に配膳室がある学校については学校へ配送後速やかに各階の配膳室で保管し、各階に配膳室がない学校については給食を子どもたちに提供する直前まで1階で保管し、衛生管理を行っています。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番(板橋真弓君)直前まで下で、1階の涼しいところで管理して上に上げていくということで、その分、食中毒なんかも起こりにくいということが分かりました。

続いて異物混入ということなんですけれども、学校としてはやっぱり不審者とかが入っ

てきたりとかという場合、危機管理の点から、どのように対応されているのか教えてください。

○議長（小林 弘君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）教育委員会では異物混入が発生した場合に備えて、橋本市の学校給食における危機管理マニュアルを作成しており、異物混入への対応を行います。また、異物購入の再発防止対策も作成しており、再発防止に取り組みます。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番(板橋真弓君)ありがとうございます。マニュアルをしっかりと作っていただいております。学校の現場の職員もそれに基づいて対策していただいているということで、安心しております。

ただ、学校に運ばれてから給食の保管中に異物混入への対策という点において、一部、配膳室がない学校もあると聞いていますけれども、それはどのように対応されているのでしょうか。

○議長（小林 弘君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）配膳室がない学校では、給食配膳業務を担当する会計年度任用職員を1名増員配置し管理体制を強化するとともに、各階でクラス別に配膳するコンテナには施錠して保管するようにしています。

しかし、今年度中に新たに配膳室を整備する予定をしています。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番(板橋真弓君)ありがとうございます。

やっぱり今年度中に配膳室を整備するというので、本当にちょっと安心しております。

やっぱり給食担当されている校務員とか職員が給食をちゃんと届けるために、細心の注意を払っていつも管理して下さっているの見たことがありますので、その点で配膳室ができると施錠できますし、やっぱり負担軽減

にもつながると思いますので、ぜひとも今年度中によろしくお願いいたします。

それで、給食配膳のリフトというのが中学校で何校かあったかと思うんですけども、1階から2階にリフトで上げるような学校があるんですけども、そういうところに子どもたちが入ったりとかして事故とかが起こったりとかせえへんのかなということで、そういったところの安全対策というのはどんなふうになっているのか教えてください。

○議長（小林 弘君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）リフトの操作については職員が行い、児童生徒は操作できないよう安全管理を徹底しています。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番(板橋真弓君)2階のそういうリフトのところにも多分施錠はされていると思いますし、それを職員がきっちりと管理していただいているということで、今まで事故も起こったことがないというふうに私も思っておりますし、今後ともしっかりとその辺の管理をよろしくお願いいたします。

それで、令和元年7月30日に和歌山県教委の主催で、「学校給食における事故防止について 異物混入の原因と対策」として、県下全域の小・中学校、給食センター調理員と関係者400名が参加して、1日かけて開催する大きな研修が開かれたということを見聞きしたことがあります。

中でも、H A C C P的な考え方ということを使って参加者一人ひとりが異物混入の原因を分析してその対応を考えたり、そのリスクを話し合っただけでまたフィードバックするという点で、その研修がすごい研修なんだということが分かって、県を挙げて取り組んでいたということですのでごく心強く感じたんですけども、そのH A C C Pというのがどういうものかといいますと、H a z a r d、A

analysis、Critical、Control、Pointという、何か英語の直訳であれなんでけど、HACCPということ、これNASAの宇宙食を安全に管理するところから始まったそうなんですけれども、それを食品の衛生管理に、国際的に広がっていったというそういう基準があって、それをそのときも、中心にHACCP的な考え方を使って、皆さんが安全に食材を提供していけるようなシステムを勉強されたということで、すごくよかったなと思うんですけども、それはもう令和元年なので、もうそれから3年たっておるんですけども、その間にコロナとかもありまして、実際問題、またそういうことを橋本市で、県も含めてですけども、そういった研修に今も参加されているかどうか、お伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（小林 弘君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）議員のおただしにお答えします。

給食センターでは安心安全な給食の提供を第一に考えており、県や各協議会、研究会が主催する研修会に職員が積極的に参加し、給食センター内でも研修内容を職員全員で共有します。

それを基に、事故の事前対策として、HACCP的な考え方を基に、どんなときに事故が起きるかを検証しています。具体的には、どこで何を注意すればいいかを整理し、できること、できないこと、これからやれることなどを考えます。事後対策として、事故が発生したときに、原因究明、被害拡大防止、被害者対応を迅速に行います。

また、事事故例やヒヤリハット事例を検証し、大きな事故の発生を防止するよう努めています。さらに、各学校と連携し、給食主任者会などで意見交換や情報共有を行い、リス

クコミュニケーションを図り、安全対策を行っています。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）ありがとうございます。100%の安全というのではないと思うんですけども、そういう、ないということが前提であらゆる場面を想定して、事前の対策とか、もしものときは事後対策で、今、先ほど言われたように原因究明とか再発防止ということで、すぐに速やかに対応できるように、給食センターをはじめ、学校、それから教育委員会が連携し合って、安心安全な学校給食を提供するために日々尽力いただいていることが大変よく分かりました。

給食に関係する方々の努力に本当に感謝申し上げて、これからも子どもたちが笑顔になる、安全安心でおいしい給食を提供していただけることを要望いたしまして、1回目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小林 弘君）次に、質問項目2、男性用トイレにサンタリーボックスの設置をに対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（井上稔章君）登壇〕

○総務部長（井上稔章君）男性用トイレにサンタリーボックスの設置についてお答えします。

一点目の、本市の男性用個室トイレへの設置状況については、本市の男性用個室トイレは、本庁舎に6か所、保健福祉センターに12か所、橋本市民病院に12か所ありますが、現在いずれの施設にもサンタリーボックスを設置しておりません。

次に、二点目の、市有施設の男性用個室トイレへの設置についてですが、議員おただしのおり、前立腺がんや膀胱がんの患者の尿もれパッドやおむつの廃棄、性の多様性への配慮の視点を踏まえ、設置スペースや利用頻

度を勘案した上で、サンタリーボックスの設置について前向きに検討していきたいと考えております。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君、再質問ありますか。

5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

まず、その前にモニターを使ってお話ししたいと思います。

これは大谷貴子さんと言って日本骨髄バンク評議員をされている方で、この尿もれパッドについて一番最初に声を上げた方です。それが埼玉新聞に、尿もれパッド問題というか、について取り上げて、何度もこういう形で放談というのを載せていただいたのですが、その記事なんですけど、まず、昨年6月にユーチューブで、男性が尿もれパッドをどこに捨てたらええか分からへんというのを見て、それはどういうことやろうと思って。

トイレにそのまま放つたらいけるん違うのかなと、女性としてはそんなふうに思っていたらしいんですけども、男性のトイレの個室の中にはごみ箱はないということを、そのときに初めてこの方は分かりまして、本当にびっくりしたということで、そこからこの人が偉いところは、いろいろと調査していったというところなんです。

私の訴えを聞いた、それを言っていて、個室トイレにはごみ箱がほとんど設置されていないことが分かって、埼玉の市議が調査をしたら、公共施設で、あったところは何か所かあったらしいんです。それは何でかという、尿もれパッドが放置されていたと。やむを得ずそういうごみ箱を設置したとか、水洗トイレが詰まってしまったという事例があって、やむを得ずその管理者が置いたということ

があったそうです。

全般的にはやっぱりそういうサンタリーボックスなんていうのは男性トイレには置かれていないということが分かって、それをいろいろ探っているうちに、日本トイレ協会というところの存在を知ったということで、その存在を知って、いろいろアンケートとかを、2月にはセミナーを開催されたりとかして、いろいろと探っていくたということで、この6月に、埼玉県の県の公明党の議員なんですけれども、それがこの記事を読んで、今年2月に一般質問されたということで、そこから、そのことがきっかけで、3月には県の庁舎内、少なくとも1か所には設置されて、その位置が分かるような表示もできたということで、次の場面になるんですけども。

これが県庁内のことで、ここに、一部のところにサンタリーボックスがありますというような表示とか、この小さい横になっているところなんですけども、サンタリーボックスの表示の中には、尿もれパッドを捨てる際はビニール袋に密閉してくださいということで、やっぱりそれまではどうしても、恥ずかしく言われへんというか、男性としてはもう自分でそういう、かなり大きな、大人ですから水分量も多いですし、それを二重にして袋に入れて家に持って帰るというようなことを今までできていたということなんです。

結局そういうことで、そういうことではあかんと、じたばたせなあかんと、この方の投稿にもよるんですけども、そういうことで実際には全国的に広がることになっております。

そこで、本市で現状は、男性用個室トイレの設置は一応先ほどのご答弁ではゼロということでしたけれども、今後やっぱりお困りの方はいてはと思うので、その方に対してどのように、その方たちはどのようにされてい

るというか、その辺の状況をどう考えておられますでしょうか。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）どう考えているかということで、すごくちょっと答えにくい感じが自分の中ではあるんですが、私個人の体験からしましても、なかなかやはり男性用個室トイレにサンタリーボックスがある、ないというのは、もう意識がほとんどなかったというのが現状でございます。

そんな中で、現在まで男性用サンタリーボックスへの設置要望とかというのは本市の総務課に届いたことはなかったこともあり、気がつかなかったという部分があるんですけども、しかしながら、今のお話も伺う中で、実際に前立腺がんですとか膀胱がん、それから様々な理由から尿もれパッドなどが必要な方が、実際には我慢したり自宅に持って帰るための袋を常に用意していたりというような、そういうような状況があったのではないかなというふうに想像はできるところでございます。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）やっぱり外に出るのも結構億劫になったりという、面倒だしということにもつながるかなというふうに思います。

それぞれいろんな、病後であったり、特に高齢になってくるとやっぱり失禁というか、そういったところも増えてくるということもありますし、やっぱりサンタリーボックスの必要性というのはあるかなというふうに考えます。

一般的に考えてみますと、多目的トイレというのが、広いところで障がい者の方も利用できるようなということで設置されているかとは思いますが、また、サンタリーボックスが多目的トイレに全て置かれているのかというところもちょっと気になりまして、

サンタリーボックスは多目的トイレだけで十分かというようなことは、市としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）多目的トイレでございますが、先ほど申しました施設の中では、橋本市民病院では全ての多目的トイレにボックスが設置されているというふうに聞いております。

しかしながら、これもお答えしにくいんですが、市庁舎及び保健福祉センターの多目的トイレには、認識がちょっと甘かったということもありまして、現在設置できておらず、対応については十分ではなかったというふうに思います。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）もちろん市民病院はやっぱり患者さんが来られるところなので、多目的トイレに全てサンタリーボックスがあるということで、そこはよかったというふうに思っております。

ほんで、本庁舎と保健福祉センターのほうの多目的トイレにそういうボックスがないということが今回分かっただけでもよかったなと。そこに置いていただけということが前提でそのように言っているんですけども、その設置に向けて前向きに検討というふうに先ほど答弁でお答えいただいたんですけども、まずその設置が可能かどうかというところで、予算的なことと、それから場所的なこと、この二点についてお伺いします。いかがでしょうか。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）まず予算的なことということなんですけれど、設置の可能箇所によってその内容についても変わってこようかとは思いますが、本体そのもの、ボックスそのものの価格を想像しますとそう大きな

ものではないと思いますので、ある程度網羅できるのかなというふうには考えています。

それから場所的などころなんですが、先ほども説明させていただいたとおり、おっしゃっていたとおり、設置場所が限られているようなケースもございますし、大きさ的にも必要な大きさが十分置くスペースがあるのかというようなどころもありますので、まずは、多目的トイレへについてはもう早急にサニタリーボックスを設置することといたしまして、他の箇所については設置場所のスペース等も鑑みた上で、必要性をしっかりと考えて、設置に向けて前向きに検討していきたいというところでございます。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番(板橋真弓君)ありがとうございます。早速、多目的トイレには置いていただけるということで安心いたしました。

あと、やっぱり設置に関しては、大きさという、今さっき表現いただいたんですけれども、掃除というか、その処理の期間というか、公衆トイレとかやったらもう何かすごい臭いがするよな、いつ掃除したんか分からんというような状況があったりとかもするので、まず、設置の影響として、トイレの清掃とか管理についてちょっと気になるので、その点お伺いしておきたいんですけれども、設置によって負担が大きくなるというか、そういったことの点ではいかがでしょうか。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）想定される施設の利用状況等によって変わってくる話ではございますが、公共施設の中でもまずは庁舎、それから福祉センター、病院等におきましては、清掃を毎日行っているようなところもございますので、それらについての問題はないかというふうに現時点では考えております。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番(板橋真弓君)ありがとうございます。まずは、私も項目に挙げさせていただいたんですけれども、本庁舎、福祉センター、市民病院の男性個室トイレへということで、毎日清掃していただいているの私もよく存じ上げておりますので、その点でそこまで密封しなめかんとか、すごい容量が要するというようなものではないかなというふうに思いますので、ぜひともその三つについては設置していただければなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）これらの施設に関しては設置の方向で検討はするということでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番(板橋真弓君)ありがとうございます。

今、本庁舎と福祉センターということで、市民病院に関してはまたちょっと少し意味合いが変わってくるのかなとは思いますが、がん対策の一環としても非常にこの設置に関してはやっぱり重要なというふうに思っております、対象となる患者さんが来る医療の現場である市民病院としてのお考えということで、ちょっとお伺いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小林 弘君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）ただ今のおただしにお答えさせていただきます。

前立腺がんや膀胱がん等の疾病によりまして尿もれ等の使用している方が、安心して市民病院をご利用していただけるという意味でも、サニタリーボックスの設置は必要不可欠かなというふうに考えております。

これまで、設置スペースの関係上、多目的トイレのみに設置してまいりましたが、今後は男性用の個室トイレのほうにも設置のほう

を進めていきたいというふうに考えております。

今回、一般質問がありまして、私、全てのトイレのほうを回らせていただいて、設置状況のほうも確認させていただきました。その中で、多目的トイレであってもサンタリーボックスというふうな表記だけで、実際にご利用される方は何のためのボックスかというところではご理解いただいているところなんですけれども、一般のご利用される方については、どういった目的のボックスなのかというふうなところが分からない部分がございますので、ここに関しましては、尿もれパッドであったりおむつを入れるためのものですよと、一般のごみ箱ではないですよというものの表記も含めて、改善を今後していきたいというふうに考えております。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）ありがとうございます。私もこの質問をするに当たっていろいろと調べさせていただいて、今おっしゃったみたいに、表記がすごく大事ななというのは、今までないのが当たり前というか、そういうことでしたので、皆さんにお知らせするという点で、そういうことを検証するというか探るということはすごく大事なことだなというふうに思っております。

それで、ここで、私が調べたやつなんですけど、参考にさせていただければいいかなと思って、ちょっと事例を調べてきましたので、ご覧ください。

これは新聞記事です。三田市がこのたび38か所に、市役所です、これも、つけたということで、誰もが不便なく利用をということで、民間へも広がっていつているというような記事です。

続いて、山形県酒田市なんですけれども、ここでも6月の議会定例会で質問されて、2

か所、市役所の1階から3階の6個と、それからミライニという駅前の交流拠点になっているところなんですけれども、その7か所ということで設置が可能になったということで、合わせて酒田市ではアンケート、これからいろいろ公共の施設というか、公民館であったりほかの施設等にも置いていくということで、市民のそういう意見というか、実際に尿もれパッドとかをつけておられる方のアンケートということで、QRコードをつけてあるものを、アンケートフォームにつながるQRコードを記載したというようなこともありますので、もしも続いて広がりがあるようにアンケートなんかも取っていただければなというふうに思います。

続いて、先ほどお話がありましたけれども、「サンタリーボックス、ごみ箱ではありません」ということで、これはさいたま市の浦和区役所のものでした。

設置のポイントとして、日本トイレ協会の事務長のお話がありましたので、4点ほどポイントがありますので、ここでちょっと紹介します。

まず、1、利用者のニーズや施設の衛生頻度、スペースの広さなどに合わせて適切な数を確保するという点で、さっきも部長からもお話がありましたように、広さとかそういったことを鑑みて選ぶということ。

それから2番目に、女性用よりも大きいものを設置するという点で、100以上の容量という目安を具体的に書いていただいているんですけども、やっぱり大人用のおむつってすごく大きいので、そういった点も考えていただいて、特に多目的トイレに置く場合なんかは大きめのものを入れたほうが良いということ。

3番目に、設置の理由や但書き、ポスターなどで明示するという点で、先ほども埼玉

県庁にあったような形で、何のためにサニタリーボックスを設置しているのかということも表記してあったりということです。

四つ目は、サニタリーボックスが置いてあるというふうに分かるような表示ということで、トイレ、四つとか三つとかあるところの1か所だけでも、ここにありますよというような表示が、ごみ箱ではありませんという表示とともに、こういった表示も目印として置いておくというのがいいかなということで、ちょっと参考になるかなと思って紹介させていただきました。

本市としてそういう設置する上での配慮とか工夫とかというのは、今、私も紹介したんですけれども、どのようにお考えでしょうか。その点、お聞かせください。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）今、実際に設置されて、対策されている事例を見せていただきまして、本当にそのようにしないと、単なるごみ箱ではないんだと。

目的はやはり尿もれ等で困っている方への対処をするためのものだということを周知するような表示をしていくとともに、どこに場所があるのか、また、庁舎であれば庁舎の中に設置されたよということが市民の皆さまに周知できるような形を、ホームページですとか広報紙等を通じて周知していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）ありがとうございます。

まずは本庁舎と福祉センター、それと市民病院ということで、本当にサニタリーボックスの設置に伴って、いろんな工夫をしていただいて、まずは設置していただくということで、本当にありがとうございます。

本庁舎に来られる場合、手続きとかという市民が多いと思うので、あんまりその利用の

数はないかもしれないんですけども、市役所というところはやっぱり橋本市の顔でありますので、なのでそういった点で、橋本市は男性トイレにサニタリーボックスを置いたということで、対外的にも、やっぱり病気の方とか高齢の方とか、安心して外出していただける環境をつくっているよという、LGBTの方とかいろんな多様な人権、お互いの人権を尊重して、人に優しい、ともに支え合うまちであるということの宣伝にもなるかと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

まずは庁舎と福祉センターと市民病院というところなんですけれども、今後は別の市有の施設なんかにも、それぞれいろいろ使う頻度とか管理上の問題も、衛生管理の問題もあるかとは思いますが、ひいては民間のそういう施設、市民がたくさん集まるような場所の男性用トイレにも設置をつなげていくということで、それを要望いたしまして今回の私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君の一般質問は終わりました。

この際、11時15分まで休憩いたします。

（午前11時3分 休憩）

---